

第2項先進医療の新規届出技術について
(届出状況／5月受付分)

先　－　1
24. 6. 15

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	受付日 ※3
295	活性化多血小板血漿による難治性皮膚潰瘍治療	褥瘡を含む難治性皮膚潰瘍(美容医療を除く)	8万7千円	4万9千円	0円	H24.4.24
296	脳波モニター及び目標制御注入法を応用した歯科 静脈内鎮静法	歯科治療時にプロポフォールなどの静脈麻酔薬を用いた静脈内鎮静法を必要とし、かつ鎮静レベルの評価が困難である障害者等(知的障害、聴覚障害、言語障害、異常絞扼反射等)	1万1千円	8千円	4千円	H24.4.27
297	ロボット支援腹腔鏡下腎部分切除術	腎腫瘍	88万2千円	73万6千円	31万6千円	H24.4.27
298	食道アカラシアに対する経口内視鏡的筋層切開術	「食道アカラシア」および「食道びまん性けいれん症」などの、食道運動機能障害を来す疾患のなかで、狭窄性の病変	15万7千円	33万4千円	14万3千円	H24.5.2
299	MEN1 遺伝子診断	多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)が疑われる症例	12万2千円	66万2千円	28万4千円	H24.5.10
300	実物大血管モデルによる血管内治療支援	胸部大動脈瘤、腹部大動脈瘤、腸骨動脈瘤(血管内治療適応のものに限る)などの血管疾患	28万1千円	239万4千円	103万円	H24.5.16

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】
○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。